イ　場所
国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。
二　合格者の発表
平成二十八年二月に、本人に合格した旨を通知する。
三　受験手続
1　受付期間
平成二十七年七月十五日（水）から同年八月三十一日（月）まで。
2　その他
受験手続の詳細については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/main14_a1.htm）を参照するか、又は文部科学省生涯学習政策局社会教育課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二〇九三））へ照会すること。

○農林水産省告示第千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県いわき市常磐湯本町傾城六七の二四、六七の三〇五、六七の三〇八
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県いわき市平薄磯字根本六八の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字熊倉字宮ノ上山七〇九の一から七〇九の六まで、七四〇、七四二の一、七四三の一、七四四の一、七四五、七四六の一、七四七の一、七四七の二、七四八から七五四まで、七五五の一、七五五の二、七五六のイ、七五八、七五九の一、七六〇の一、七六一の一、七六一の八、七六一の一二、字関林七一三の一・七一三の三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七一三の二二から七一三の三八まで、七一三の四〇、七一五の一、七一六の一、七一七、七一八のイ、七一九から七二一まで、七二二の一、七二二の二、七二三、七二四の一、七二五、七二六、七二七のイ、七二八の一、七二九、七三〇、七三一の一、七三二、七三三の一、七三四の一、七三五の一、七三六の二、七三八、七三九、字後口山七〇八の二から七〇八の一四まで、七六三の一、七六四の一、七六五の一、七六六から七六九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字飯豊字宮ノ下五五、一五七、一五八
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字煩窪四の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県石川郡古殿町大字竹貫字池ノ内七六の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字雁股田字中ノ内二〇五の一、二〇五の一〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）